

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	20,000
計	20,000

##### ②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場証券取引所名又は登録証券業協会名
普通株式	12,363	非上場
計	12,363	—

(注) 普通株式は完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

#### (2)【新株予約権等の状況】

##### ①第2回 平成14年9月12日臨時株主総会決議

区分	最近事業年度末現在 (平成17年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年1月31日)
新株予約権の数（個）	180	170
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	900	850
新株予約権の行使時の払込金額（円）	50,000	同左
新株予約権の行使期間	(い) 平成16年9月発行分 平成16年9月27日から 平成26年9月26日まで (ろ) 平成16年12月発行分 平成16年12月26日から 平成24年12月25日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 50,000 資本組入額 25,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 3	同左
代用払込みに関する事項	—	—

(注) 1. 平成16年12月1日付の株式分割（1：5）により各数値の調整を行っております。

2. ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役もしくは従業員であることを要する。ただし、当社が取締役会の決議により認めた場合については、この限りではない。
- ② 新株予約権者が、権利行使期間の初日到来前に死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、これを行行使することはできない。
- ③ 新株予約権者が、権利行使期間の初日到来後に死亡した場合は、新株予約権者の相続人の内、新株予約権者の配偶者及び子に限り、新株予約権を行行使することができる。なお、新株予約権者の配偶者及び子以外の相続人は、新株予約権を行行使することはできない。

- ④ このほかの条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
3. ① 新株予約権を譲渡するには、会社の取締役会の承認を要する。
- ② 本件新株予約権については、譲渡、質入その他の処分は認めない。ただし当社取締役会の承認がある時はこの限りではない。

②第3回 平成15年12月10日臨時株主総会決議

区分	最近事業年度末現在 (平成17年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年1月31日)
新株予約権の数(個)	101	94
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	505	470
新株予約権の行使時の払込金額(円)	160,000	同左
新株予約権の行使期間	平成17年12月11日から 平成25年12月10日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 160,000 資本組入額 80,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 3	同左
代用払込みに関する事項	—	—

(注) 1. 平成16年12月1日付の株式分割(1:5)により各数値の調整を行っております。

2. ① 新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は新株予約権者について、後記に定める消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。
- ② 各新株予約権の行使に当たっては、新株予約権1個の一部についてこれを行使することはできないものとする。また、新株予約権の行使の結果、新株予約権者に対して発行される株式数は整数でなければならず、1株未満の端数の部分については、株式を割り当てないものとする。
- ③ 各新株予約権の行使に当たっては、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に違反していないことを条件とし、違反があった新株予約権の行使は認められないものとする。
3. 新株予約権を譲渡するには、会社の取締役会の承認を要する。

③第4回 平成17年2月25日定時株主総会決議

区分	最近事業年度末現在 (平成17年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年1月31日)
新株予約権の数(個)	587	578
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	587	578
新株予約権の行使時の払込金額(円)	35,000	同左
新株予約権の行使期間	平成17年2月28日から 平成27年2月25日まで	同左

区分	最近事業年度末現在 (平成17年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年1月31日)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 35,000 資本組入額 17,500	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 2	同左
代用払込みに関する事項	—	—

- (注) 1. ① 新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は新株予約権者について、後記に定める消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。
- ② 各新株予約権の行使に当たっては、新株予約権1個の一部についてこれを行わせることはできないものとする。また、新株予約権の行使の結果、新株予約権者に対して発行される株式数は整数でなければならず、1株未満の端数の部分については、株式を割り当てないものとする。
- ③ 各新株予約権の行使に当たっては、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に違反していないことを条件とし、違反があった新株予約権の行使は認められないものとする。
2. 新株予約権を譲渡するには、会社の取締役会の承認を要する。

④第5回 平成18年4月27日定時株主総会決議

区分	最近事業年度末現在 (平成17年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年1月31日)
新株予約権の数 (個)	—	189
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	—	189
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	—	98,000
新株予約権の行使期間	—	平成18年4月28日から 平成28年4月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	—	発行価格 98,000 資本組入額 49,000
新株予約権の行使の条件	—	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	—	(注) 2
代用払込みに関する事項	—	—

- (注) 1. ① 新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は新株予約権者について、後記に定める消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。
- ② 各新株予約権の行使に当たっては、新株予約権1個の一部についてこれを行わせることはできないものとする。また、新株予約権の行使の結果、新株予約権者に対して発行される株式数は整数でなければならず、1株未満の端数の部分については、株式を割り当てないものとする。
- ③ 各新株予約権の行使に当たっては、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に違反していないことを条件とし、違反があった新株予約権の行使は認められないものとする。
2. 新株予約権を譲渡するには、会社の取締役会の承認を要する。

## (3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成13年11月16日 (注1)	490	490	24,500	24,500	—	—
平成13年11月30日 (注2)	510	1,000	25,500	50,000	—	—
平成14年9月28日 (注3)	409	1,409	10,225	60,225	10,225	10,225
平成16年12月1日 (注4)	5,636	7,045	—	60,225	—	10,225
平成16年12月28日 (注5)	1,522	8,567	18,264	78,489	18,264	28,489
平成16年12月28日 (注6)	1,296	9,863	15,552	94,041	15,552	44,041
平成17年10月14日 (注7)	1,000	10,863	49,000	143,041	49,000	93,041
平成17年12月30日 (注8)	1,500	12,363	7,500	150,541	7,500	100,541

(注1) 会社設立

発行価格 50,000円

資本組入額 50,000円

割当先 Entrepia, Inc.

(注2) 有償第三者割当増資

発行価格 50,000円

資本組入額 50,000円

割当先 日商エレクトロニクス株式会社

(注3) 有償第三者割当増資

発行価格 50,000円

資本組入額 25,000円

割当先 日商エレクトロニクス株式会社 他13名

(注4) 平成16年12月1日付で株式分割(1:5)を行っております。

(注5) 株主割当増資

発行価格 24,000円

資本組入額 12,000円

申込人 日商エレクトロニクス株式会社、植山良明

(注6) 失権株募集

発行価格 24,000円

資本組入額 12,000円

応募先 植山良明

(注7) 有償第三者割当増資

発行価格 98,000円

資本組入額 49,000円

割当先 日商エレクトロニクス株式会社、日本ベリサイン株式会社

(注8) 新株予約権行使

発行価格 10,000円

資本組入額 5,000円

行使者 日商エレクトロニクス株式会社、Entrepia, Inc.

## (4) 【所有者別状況】

平成18年12月31日現在

区分	株式の状況								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	2	2	—	5	9	—
所有株式数 (株)	—	—	—	6,683	3,300	—	2,380	12,363	—
所有株式数の 割合 (%)	—	—	—	54.1	26.7	—	19.2	100.0	—

## (5) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

平成18年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式12,363	12,363	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	12,363	—	—
総株主の議決権	—	12,363	—

## ② 【自己株式等】

平成18年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

## (6) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は、ストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法280条ノ20及び同280条ノ21並びに同280条ノ27第1項但書の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は以下の通りであります。

(平成14年9月12日臨時株主総会決議)

旧商法280条ノ20及び同280条ノ21並びに同280条ノ27第1項但書の規定に基づき、1年以内に当社の取締役又は執行役員として就任する者及び従業員として雇用する者を含む取締役及び従業員に対し新株予約権を付与することを平成14年9月12日の臨時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成14年9月12日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 1 従業員 12
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	250株を上限とする。 （1人6株から20株の範囲）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	50,000
新株予約権の行使期間	自 平成16年9月27日 至 平成26年9月26日
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役もしくは従業員であることを要する。ただし、当社が取締役会の決議により認めた場合については、この限りではない。 ② 新株予約権者が、権利行使期間の初日到来前に死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、これを行使することはできない。 ③ 新株予約権者が、権利行使期間の初日到来後に死亡した場合は、新株予約権者の相続人の内、新株予約権者の配偶者及び子に限り、新株予約権を行使することができる。なお、新株予約権者の配偶者及び子以外の相続人は、新株予約権を行使することはできない。 ④ このほかの条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	① 新株予約権を譲渡するには、会社の取締役会の承認を要する。 ② 本件新株予約権については、譲渡、質入その他の処分は認めない。ただし当社取締役会の承認がある時はこの限りではない。
代用払込みに関する事項	—

(注) 1 平成14年9月12日開催の臨時株主総会において決議された上限250個のうち、平成14年9月12日の取締役会決議に基づき、平成14年9月27日に新株予約権250個のうち166個を付与しております。

2 新株予約権発行後、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株あたりの権利行使価額を調整するものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times 1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行価額は、権利付与日後に当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合には、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式における「既発行株式数」とは、会社の発行済株式総数から会社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合は、「新発行株式数」を「処分する自己株式

数」に読み替えるものとします。

行使価額調整式の計算については円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入します。  
行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数とします。

- 3 平成16年12月1日付の株式分割（1：5）により各数値の調整を行っております。
- 4 提出日の前月末現在において、被付与者の退職により6個が失権しております。

（平成14年9月12日臨時株主総会決議）

旧商法280条ノ20及び同280条ノ21並びに同280条ノ27第1項但書の規定に基づき、1年以内に当社の取締役又は執行役員として就任する者及び従業員として雇用する者を含む取締役及び従業員に対し新株予約権を付与することを平成14年9月12日の臨時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成14年9月12日
付与対象者の区分及び人数（名）	従業員 5
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	250株を上限とする。 （1人6株から20株の範囲）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	50,000
新株予約権の行使期間	自 平成16年12月26日 至 平成24年12月25日
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役もしくは従業員であることを要する。ただし、当社が取締役会の決議により認めた場合については、この限りではない。 ② 新株予約権者が、権利行使期間の初日到来前に死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、これを行使することはできない。 ③ 新株予約権者が、権利行使期間の初日到来後に死亡した場合は、新株予約権者の相続人の内、新株予約権者の配偶者及び子に限り、新株予約権を行使することができる。なお、新株予約権者の配偶者及び子以外の相続人は、新株予約権を行使することはできない。 ④ このほかの条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	① 新株予約権を譲渡するには、会社の取締役会の承認を要する。 ② 本件新株予約権については、譲渡、質入その他の処分は認めない。ただし当社取締役会の承認がある時はこの限りではない。
代用払込みに関する事項	—

（注）1 平成14年9月12日開催の臨時株主総会において決議された上限250個のうち、平成14年12月17日の取締役会決議に基づき、平成14年12月25日に新株予約権250個のうち28個を付与しております。

- 2 新株予約権発行後、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株あたりの権利行使価額を調整するものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times 1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行価額は、権利付与日後に当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合には、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式における「既発行株式数」とは、会社の発行済株式総数から会社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合は、「新発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

行使価額調整式の計算については円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入します。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数とします。

3 平成16年12月1日付の株式分割（1：5）により各数値の調整を行っております。

4 提出日の前月末現在において、被付与者の退職により18個が失権しております。

（平成15年12月10日臨時株主総会決議）

旧商法280条ノ20及び同280条ノ21並びに同280条ノ27の規定に基づき、1年以内に当社の取締役又は執行役員として就任する者及び従業員として雇用する者を含む取締役及び従業員に対し新株予約権を付与することを平成15年12月10日の臨時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成15年12月10日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 1 従業員 18
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	106株を上限とする。 （1人2株から10株の範囲）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	160,000
新株予約権の行使期間	自 平成17年12月11日 至 平成25年12月10日
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は新株予約権者について、後記（注5）に定める消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。</p> <p>② 各新株予約権の行使に当たっては、新株予約権1個の一部についてこれを行わせることはできないものとする。また、新株予約権の行使の結果、新株予約権者に対して発行される株式数は整数でなければならない、1株未満の端数の部分については、株式を割り当てないものとする。</p> <p>③ 各新株予約権の行使に当たっては、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に違反していないことを条件とし、違反があった新株予約権の行使は認められないものとする。</p>

新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、会社の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—

- (注) 1 平成15年12月10日開催の臨時株主総会において決議された上限106個のうち、平成15年12月10日の取締役会決議に基づき、平成15年12月12日に新株予約権106個のうち106個を付与しております。
- 2 新株予約権発行後、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株あたりの権利行使価額を調整するものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times 1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行価額は、権利付与日後に当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合には、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式における「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における当社の発行済株式総数から同日における当社の保有する自己株式の総数を控除した数とする。また、自己株式の処分を行なう場合は、「新発行株式数」を「処分する自己株式数」と、「1株当たり払込金額」は「1株当たり譲渡価額」と、それぞれ読み替えるものとします。

行使価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における当社の発行済株式数とします。

- 3 平成16年12月1日付の株式分割（1：5）により各数値の調整を行っております。

(平成17年2月25日定時株主総会決議)

旧商法280条ノ20及び同280条ノ21並びに同280条ノ27の規定に基づき、1年以内に当社の取締役又は執行役員として就任する者及び従業員として雇用する者を含む取締役及び従業員に対し新株予約権を付与することを平成17年2月25日の定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成17年2月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 1 従業員 34
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	600株を上限とする。 (1人3株から105株の範囲)
新株予約権の行使時の払込金額（円）	35,000
新株予約権の行使期間	自 平成17年2月28日 至 平成27年2月25日

新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は新株予約権者について、後記に定める消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。</p> <p>② 各新株予約権の行使に当たっては、新株予約権1個の一部についてこれを行使することはできないものとする。また、新株予約権の行使の結果、新株予約権者に対して発行される株式数は整数でなければならず、1株未満の端数の部分については、株式を割り当てないものとする。</p> <p>③ 各新株予約権の行使に当たっては、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に違反していないことを条件とし、違反があった新株予約権の行使は認められないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、会社の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—

(注) 1 平成17年2月25日開催の定時株主総会において決議された上限600個のうち、平成17年2月25日の取締役会決議に基づき、平成17年2月28日に新株予約権600個のうち597個を付与しております。

2 新株予約権発行後、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株あたりの権利行使価額を調整するものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times 1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行価額は、権利付与日後に当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合には、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式における「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における当社の発行済株式総数から同日における当社の保有する自己株式の総数を控除した数とする。また、自己株式の処分を行なう場合は、「新発行株式数」を「処分する自己株式数」と、「1株当たり払込金額」は「1株当たり譲渡価額」と、それぞれ読み替えるものとする。

行使価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における当社の発行済株式数とする。

3 提出日の前月末現在において、被付与者の退職により19個が失権しております。

(平成18年4月27日定時株主総会決議)

旧商法280条ノ20及び同280条ノ21並びに同280条ノ27の規定に基づき、1年以内に当社の取締役又は執行役員として就任する者及び従業員として雇用する者を含む取締役及び従業員に対し新株予約権を付与するこ

とを平成18年4月27日の臨時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成18年4月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 1 従業員 12
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	192株を上限とする。 （1人3株から124株の範囲）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	98,000
新株予約権の行使期間	自 平成18年4月28日 至 平成28年4月27日
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は新株予約権者について、後記に定める消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。 ② 各新株予約権の行使に当たっては、新株予約権1個の一部についてこれを行わせることはできないものとする。また、新株予約権の行使の結果、新株予約権者に対して発行される株式数は整数でなければならず、1株未満の端数の部分については、株式を割り当てないものとする。 ③ 各新株予約権の行使に当たっては、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に違反していないことを条件とし、違反があった新株予約権の行使は認められないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、会社の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—

(注) 1 平成18年4月28日開催の臨時株主総会において決議された上限192個のうち、平成18年4月27日の取締役会決議に基づき、平成18年4月28日に新株予約権192個のうち192個を付与しております。

2 新株予約権発行後、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株あたりの権利行使価額を調整するものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times 1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行価額は、権利付与日後に当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合には、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式における「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における当社の発行済株式総数から同日における当社の保有する自己株式の総数を控除した数とする。また、自己株式の処分を行なう場合は、「新発行株式数」を「処分する自己株式数」と、「1株当たり払込金額」は「1株当たり譲渡価額」と、それぞれ読み替えるものとする。

行使価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における当社の発行済株式数とする。

- 3 提出日の前月末現在において、被付与者の退職により3個が失権しております。

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】  
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】  
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】  
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】  
該当事項はありません。

## 3【配当政策】

当社は、設立以来現在に至るまで事業資金の流出を避け、かつ、内部留保の充実を図るため、利益配当は実施していません。当面は、企業体質の強化及び積極的な事業展開に備えた資金の確保を優先する方針ですが、株主への利益還元についても重要な経営課題の一つと位置付けており、今後の経営成績及び財政状態を勘案しつつ利益配当も検討する所存です。

## 4【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

## 5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数(株)
代表取締役社長	技術部門長	大西 新二	昭和41年3月7日生	平成元年4月 日本電信電話株式会社 入社 平成8年2月 同社 通信ソフトウェア本部 技師 平成13年9月 エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社 担当課長 平成14年4月 当社入社 執行役員 技術部門長 (現任) 平成17年6月 当社 代表取締役社長 (現任)	431
取締役	管理部門長	柏木 宏之	昭和38年11月18日生	昭和62年4月 日商岩井株式会社 (現双日株式会社) 入社 平成12年4月 ITX株式会社 入社 平成13年10月 株式会社コラボス 代表取締役社長 平成15年8月 株式会社モーラネット 代表取締役社長 平成16年10月 当社入社 執行役員 管理部門長 (現任) 平成18年4月 当社 取締役 (現任)	164
取締役	営業部門長	古賀 英明	昭和40年8月6日生	平成元年4月 日商岩井株式会社 (現双日株式会社) 入社 平成12年7月 Entrepia, Inc. Vice President 平成14年6月 当社入社 執行役員 営業部門長 (現任) 平成18年4月 当社 取締役 (現任)	429
取締役	内部統制担当	植山 良明	昭和30年9月24日生	昭和53年4月 電電公社 (現 日本電信電話株式会社) 入社 平成9年4月 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションウェア株式会社 (現 エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社) システム営業部長 平成12年4月 同社 東日本営業担当部長 平成13年4月 フュージョン・コミュニケーションズ株式会社 経営企画部 担当部長 平成14年4月 当社入社 執行役員 平成14年6月 当社 代表取締役社長 平成17年6月 当社 取締役 内部統制担当 (現任)	429
取締役		齋藤 紀雄	昭和11年3月12日生	昭和35年4月 日商株式会社 (現 双日株式会社) 入社 平成3年6月 同社 取締役 平成5年6月 日商エレクトロニクス株式会社取締役 平成10年6月 同社 代表取締役社長 平成14年6月 同社 代表取締役会長 平成15年6月 同社 退職 平成17年6月 当社入社 取締役 (現任)	—
取締役 (非常勤)		牧野 孔治	昭和33年12月16日生	昭和57年4月 日商岩井株式会社 (現 双日株式会社) 入社 平成9年4月 同社 電子システム部ネットワーク事業課長 平成12年4月 日商エレクトロニクス株式会社 入社 平成13年4月 同社 ITインフラ営業統括部長 平成17年6月 同社 執行役員 (現任) 平成17年6月 当社 取締役 (現任) 平成17年6月 フュージョン・コミュニケーションズ株式会社 取締役 (現任)	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数(株)
取締役 (非常勤)		城野 洋一	昭和38年6月29日生	昭和62年4月 日商岩井株式会社(現 双日株式会社) 入社 平成10年4月 日商岩井米国会社 出向 平成11年4月 Entrepia Inc Vice President 平成15年4月 アントレピア株式会社 代表取締役社長 平成15年6月 当社 取締役(現任) 平成16年3月 株式会社チップワンストップ 監査役 平成18年3月 アントレピア株式会社 取締役(現任) 平成18年7月 ビジネスサーチテクノロジー株式会社 代表取締役(現任)	—
監査役		鮎ヶ瀬 暢久	昭和20年3月29日生	昭和42年4月 電電公社(現 日本電信電話株式会社) 入社 昭和62年2月 同社 通信機器事業部 担当部長 平成元年2月 NTT技術協力センター 宅内技術協力部門長 平成6年6月 エヌ・ティ・ティ・オフトーク通信株式会社 取締役 平成13年1月 同社 社長代行 平成15年3月 エヌ・ティ・ティ・エムイーサービズ東京株式会社(現 エヌ・ティ・ティ・エムイーサービズ株式会社) 入社 平成17年3月 同社 定年退職 平成17年6月 当社常勤監査役就任(現任)	—
監査役 (非常勤)		三浦 靖治	昭和37年7月16日生	昭和61年4月 日商エレクトロニクス株式会社入社 平成11年6月 Nissho Electronics(USA) Corp. 出向 平成14年4月 日商エレクトロニクス株式会社 事業開発室戦略投資グループリーダー 平成15年4月 同社 経営企画部戦略投資グループリーダー 平成15年6月 当社 監査役(現任) 平成17年4月 日商エレクトロニクス株式会社 経営企画部長(現任)	—
計					1,453

- (注) 1. 取締役牧野孔治、城野洋一は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
2. 監査役鮎ヶ瀬暢久及び三浦靖治は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
3. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、業務執行役員制度を導入しております。本書提出日現在、業務執行役員は以下の3名で構成されています。

代表執行責任者	技術部門長	大西 新二
業務執行役員	管理部門長	柏木 宏之
業務執行役員	営業部門長	古賀 英明

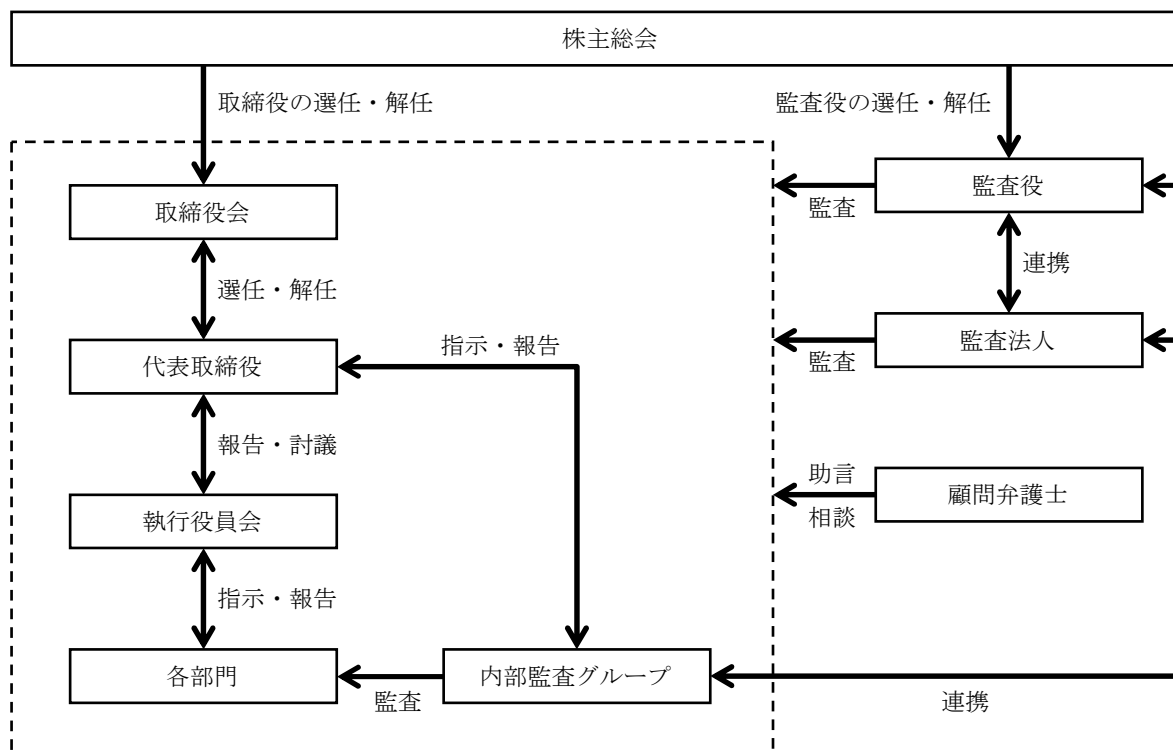
## 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

### (1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制と、株主をはじめ社外に対する正確な情報発信による経営の透明性、さらに企業論理の遵守による公正で健全な企業経営を基本とし、コーポレート・ガバナンスの強化・充実を重要な経営課題と位置づけております。

### (2) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

#### ① 会社の経営上の意思決定、執行および監督に係る経営管理組織その他の体制の状況



#### i 取締役会の開催

当社では現在会社法上の取締役7名および監査役2名が取締役会を運営し、取締役7名のうち3名が業務執行役員を兼務し、業務執行を指揮しております。

取締役会は原則毎月1回開催し、会社の迅速な意思決定を行うとともに、業務の執行状況を監督しております。

#### ii 執行役員会の開催

当社では、「経営の意思決定および業務執行状況の監督」と「業務執行」とを分離し、意思決定および業務執行を効率的に行えるよう、業務執行役員制度を導入しております。

執行役員会は原則毎週1回開催しております。

#### iii 監査役監査の実施

当社は監査役制度を採用しており常勤監査役1名、非常勤監査役1名の計2名であります。

監査役連絡会の開催の他、取締役会への出席等により取締役の経営監視を行っております。また、監査法人、内部監査グループと連携して、稟議案件、財産の状況等の調査も行っており、半期に一度、監査法人、内部監査業務を担当する取締役、監査役による三様監査ミーティングを行っております。

#### iv 内部監査の実施

内部統制の仕組みとして取締役の1名が内部統制担当として内部監査業務を担当し、期初に策定する計画に基づき、当該内部統制担当が指名するメンバーにより構成される内部監査グループを指揮して定期的に内部監査を実施しております。

v 会計監査の状況

当社は、会計監査人としてあずさ監査法人と監査契約を締結しており、会計処理や決算内容等について監査を受けております。監査業務を執行した公認会計士の氏名は次のとおりであります。なお、会計監査業務に係る補助者の構成は公認会計士3名、会計士補5名であります。

公認会計士の氏名	所属する監査法人
潮来克士	あずさ監査法人
守谷德行	

vi 顧問弁護士

当社は法律事務所と顧問契約を締結し、経営全般にわたって適宜、助言等を受けており、コンプライアンス体制の強化を図っております。

② 会社と会社の社外取締役および社外監査役の人的関係、資本関係または取引関係その他利害関係の概要

社外取締役牧野孔治は、当社の親会社である日商エレクトロニクス株式会社の執行役員サービスプロバイダ事業本部長代行であり、当社と同社の間には、ソフトウェアの販売及び保守・サポート等その他の取引があります。いずれの取引も一般の取引条件と同様に決定しております。

また、社外監査役三浦靖治は同社の経営企画部長であり、当社と同社の取引は前述の通りです。

(3) 役員報酬および監査報酬

第5期（自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日）

役員報酬：

取締役を支払った報酬	26,007千円	（うち、社外取締役2名 一千円）
監査役を支払った報酬	1,551千円	（うち、社外監査役1名 一千円）
計	27,558千円	

監査報酬：

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬	5,400千円
上記以外の報酬	630千円
計	6,030千円